

## 持続可能な発展と環境教育\*

宮本 憲一

大阪市立大学教授

### Sustainable Development and Environmental Education

Kenichi Miyamoto

Osaka City University

初めにいただきました題は「持続可能な発展と環境教育」というテーマで、それについてお話をするのですけれども、その前に少し政治経済学者から見た環境問題の基本的な考え方をお話してから本題に入った方がいいと考えましたので、後から別のレジュメを送らせていただきました。最初にそちらからお話させていただいて、後半でこの発表要旨集の内容についてお話ししたいと思います。

日本は、戦前から、そして特に戦後の高度成長期に深刻な公害問題を経験しました。それらは、水俣病、イタイイタイ病、四日市公害に象徴されますように、非常に深刻な「急性激発症」と言えるような産業公害でした。これはいわば、環境破壊が近代社会において、どのような社会的影響を持つかということについての、非常に典型的・古典的な被害の状況を生んだわけです。また、その責任について企業がなかなか取らなかったという点においても、企業社会の本質を我々にはっきりと見せたという点で、これも極めて典型的なことであったと思います。そうした意味で言うと、これらの急性激発的な公害問題は、環境破壊を持つ本質というものを誰の目にも明らかにしたという点で、我々は非常に重要な経験をしたと思っているわけです。そして、こうした経験は、今後も新しい生産過程が生まれれば必ず同じような形で引き起こされますし、また現れ方が微弱であっても、その本質を究明しようとするときに、最もいい教科書になりうるものだと私は思っています。今日、韓国や台湾といった急成長しているアジアの国々で、日本の水俣病や四日市公害と全く同じような公害が繰り返し起こっているのを見まして

も、こうした急性激発型の産業公害こそ環境問題を象徴するものであるし、また初発的なものであり、今後も人類が繰り返し経験していくものであることを示しているように思うわけであります。

しかし、今日我々が前にしている環境問題というのは、必ずしもこの急性激発型の産業公害だけではなくてきています。とりわけ石油ショック以降世界的不況に入りますと、産業構造が急激に変化しました。技術の革新ということもあったのですが、80年代に入りますと重化学工業中心の産業構造からハイテク型・情報型・サービス型の産業構造に変わりました。また、60年代の終わりから始まっていた「国際化の波」が、日本の場合は80年代にははっきりと押し寄せて来まして、日本の国内で産業公害を引き起こさなくても他の国で引き起こしていくという多国籍企業の問題、つまり国際化という問題が中心になってきました。

60年代におこった急性激発型の産業公害については、日本の住民の世論や運動は極めて先駆的な形で発展しました。これは国際的に評価されていますが、日本は公害反対という世論を独自の方法で政策化しました。ひとつは、国や企業が環境政策をしないという状況の下で、地域で力を結集して地元の自治体を変えるということでした。つまり国全体の政策を変えるのは日本の政治状況下では非常に難しいけれども、公害が頻発していて誰もがこれ以上の公害よりもっと安全で健康な環境を求めることで世論が結集できるという条件のもので自治体の政策を変えさせまして、自治体に厳しい条例を採用させました。あるいは、これは日本独特の方法で、今ヨーロッパで取り入れられ

\*1991年5月18日 日本環境教育学会第2回大会(大阪)における特別講演

ようとしているのですけれど、法律に基づくのが難しければ、社会的な協定、つまり道義的な「公害防止協定」を企業と自治体、あるいは企業と住民の間で結ばせました。公害防止協定は今日日本に何千という数であります。こうして法律や条例で規制できないけれども、当事者間で直接に交渉し協定を結ぶことによって、事実上法的強制力と同じような効力を持たせる。違反したから刑罰に処せられるということはないにしても、それによって例えば裁判になれば加害者が負ける、あるいは裁判にならなくても新聞に出ればその企業のイメージが著しく損なわれるという、そうした制約を持った道義的な協定を結ばせたのでした。このように、自治体を改革し、特に革新自治体のような新しい自治体を作り、そこで厳しい条例を作る、あるいは積極的な公害対策を取らせることと、公害防止協定を結ばせることによって、日本の急性激症型の産業公害は、60年代の後半以降に解決の方向が見え始めてきたわけです。

もうひとつ、これも日本独自の方法でしたが、被害者を結集して、公害裁判という方法で問題を解決しようとしていました。もちろん、人権が侵害された場合に司法の手で裁判を通して解決しようということはどの国でもありますが、日本の場合の独自性は、企業は法律にもとづいて行動しているにもかかわらず侵害行為が行われたということで、司法が行政よりも前へ出て裁判するというのは非常に難しい条件があったわけです。例えば四日市の企業は、その当時の煤煙規制法を遵守していましたので違法ではなかったのです。違法でない行為が行われているけれども膨大な被害者が出てくるという現状でした。違法でないので行政も放っておく、放っておかれれば住民はどこへも行き場がないから裁判に訴えたわけでした。当時私達も必ず裁判で勝てるとは思っていませんでした。普通の常識で言えば法律を守っている企業をどうして司法が裁けるのかということでしたが、そうではないんじゃないかと、つまりそうしたことを決めた立法に問題があるんだ、その立法を黙って遵守している行政に問題があるので、司法は三権分立の建前から、そういう法律や行政が悪いとい

う判断をして被害者の人権を守る必要があるということで、公害裁判が行われたのです。

ですからこれは非常に勇気のある裁判だったのでして、国際学会などでこのことを言うと、質問や後のレセプションで、どうして日本の弁護士はそんな金にもならない負けると分かっている難しい裁判に一生懸命になるのか、あるいは日本の科学者が、当時みんな手弁当で証言をしたのですが、なぜそんな危険な裁判に協力したのかを聞かれます。これは、ある意味では、日本弁護士連合会というものが戦前からの弁護士活動を反省し、戦後は人権擁護を弁護士の共通の理念にするという綱領を決めたという、まことに誇りうる活動の表れでした。これは他の国にとっては驚きでして、同じような水俣病の裁判でカナダの弁護士が日本環境会議に招かれた時につくづく言っておりましたが、インディアンの水俣病の問題ではカナダの弁護士はほとんどがカンパニーロイヤーである、インディアンの弁護などしてもお金にならない、初めは世論に押されて10数人いた弁護士が全部やめて今は自分一人だと言っていました。その弁護士も途中でやめてしまっていて、とうとうインディアンは裁判に負けてしまいました。科学者もお金を要求するので、インディアンは雇えなくて、この裁判では科学的な証言がでてこなかったそうです。そういう現状から言えば、この60年代から70年代において行われた公害裁判というのは、まことに画期的なこととして、弁護活動をなりわいとし必ずしも正義の味方が全員ではない弁護士が、こぞって手弁当で応援したということ、私は誇りうることだと思えます。

このふたつ、つまり自治体を公害問題を解決させるために改革し国よりも厳しい条例をつくり国の行政をかえることと、それから公害裁判を通じてその勝訴を受け、それで行政に対する批判をすることで、公害対策は一定の前進を遂げました。四日市の裁判などは画期的でありまして、この裁判に住民が勝ちますと、政府は環境基準を全面改訂しなければならなかったのです。つまり政府の決めた基準に間違いがあったから多くの被害が出ているということを裁判ではっきりと指摘された

わけでありまして、当時の裁判ではまだ国は裁かれていなかったのですが、四日市の裁判所は一步踏み込みまして、四日市の公害問題が発生したのは国の地域開発に問題があったと、国の地域開発の非を明確に指摘したのです。この1972年の裁判以降、三全総にみるように、日本の地域開発は福祉型開発に転向せざるを得なかったわけですから、四日市裁判の判決は、公害対策のみならず地域開発政策を転換させるきっかけになったのです。その一方で、先に述べました産業構造の変化、そして国際化という新しい現実がやってくる中で公害の態様が変わり始める。それに加えて1970年代には公害法の体系ができ、それに基づいてある程度急性激症型の公害については抑制されてくるということがありました。その結果、公害問題のあり方、環境問題全体のあり方が変わってきたわけです。

急性激症型の公害はまだなくなっています。しかし我々が今主としてぶつかっている問題は、慢性的な微量複合長期汚染に基づく公害問題が中心になり始めています。ある意味では、これが本当の意味の公害であると私どもははじめから考えておりました。日本の公害という言葉は法律上明治10年代にできあがっているのですが、その概念は「公衆衛生に対する害悪」で、これを公害と呼んできました。その意味から言うと、今起こっている自動車による汚染や、アスベストによるガンの問題などさまざまな汚染物質による新しい問題がでてきていますが、これらは慢性的微量複合長期汚染でして、実はそれが公害の中心問題だと思ふのですが、これらが今我々の前に押し寄せて、いろんな形で始まっているのです。

それから、これも70年代になって非常に明瞭になってきたのですが、都市化に伴う自然の破壊、あるいは歴史的町並みの破壊、もっと住民の生活組織としていえば、大都市では下町、農村では共同体というものが、開発によって破壊されてくる。それによってアメニティ（訳し方が難しいのですが「豊かな生活環境」とでも言うておきましょう）が失われてしまっているわけです。この慢性的微量複合長期汚染の公害の問題とアメニティの

問題が今日の環境問題の中心になりつつあるのです。

ところが、今大変問題なのは、こうした新しい環境問題と、かつてのはっきりと目に見えた急性激症型の公害とを、違ったものとして区別してしまうという考えがあって、それが環境問題を考えるときに非常な困難を生んでいるということです。その典型が環境庁の『環境白書』です。1977年、OECDという先進工業国の国際経済開発協力機構が日本を調べてその環境政策をレビューし、「日本は公害の戦闘に勝った。しかし環境の質に関する戦争はこれからである」との有名な結論を出しました。先ほど言いましたように、日本の公害反対の世論や運動は、独自のやり方をしながら、ついに政府をして環境法体系をつくらせ、1975年には日本は世界一の公害防止投資、全設備投資の17%、約1兆円という空前絶後の公害防止投資を企業に行わせましたから、確かにある面では公害対策をよくやったという評価はできますが、それを「終わった」としてしまったのです。そしてその後、水俣病や大気汚染などの伝統的公害についてはもう克服できているという評価があって、そして自然環境や歴史的町並み、開発に伴う地域社会の問題といったアメニティの問題ではこれからだと言ったわけです。この後ろは正しいのですが、前の方は過大評価だったわけですね。それで政府・環境庁は、この評価が出て以来、何か国際的お墨付きをもらったような気になって、新旧の環境問題をばつと二つに分けて、伝統的産業公害は終わったという評価を『環境白書』の中で書きました。以後それはもう副次的なものなんだと言って後ろへ下げてしまったのです。もちろん世論からいろんな反撃があるのですぐには下げられませんでした。世論を見ながら次第に産業公害対策から手を引いていくという形をとり始めました。

1978年7月に二酸化窒素—これは化石燃料の燃焼によって主として生じ、特に自動車公害の問題では重要な問題ですが—の環境基準を、それまで世界一厳しい一日平均0.02PPMだったのを0.04から0.06PPMまで緩めてしまいました。この緩

和に当たっては随分論争があって、0.04PPMはある程度科学的データーがそろっていたのですが、0.06PPMには全くと言っていいほど根拠がありませんでした。なぜこの幅をとったのかは非常に大きな問題ですが、私は政治経済学者としては簡単な理由だと思っておりました。実は0.06PPMでないと、瀬戸大橋が作れなかったのです。特に鷺羽山のインターチェンジのところが0.06PPMでないとどうしてもアセスメントの予測値をクリアできないわけです。それで0.06PPMという幅をとってどちらでもいいということになったのですが、7月にこの基準が緩和されますと、ほとんど間髪をいれずにその月のうちに瀬戸大橋にゴーサインが出たのです。

そうした公共事業上の要求や、あるいは0.02PPMだと非常に大きな設備投資がエネルギーを多消費する企業にはいるということがあって緩和されたのです。ついでその上に、1988年2月には大気汚染地域が解除となりました。日本の独自の制度でありました公害健康被害補償制度は、行政的な判断で大気汚染患者に事実上賠償に近いような支払いをするという、ドイツやアメリカの議会でも導入が検討され、将来アジアの問題を考えたときにも非常に注目すべき制度でした。これはいちいち司法の判断を求めるよりも、行政的な認定で簡単に救済ができ、お金を出すぐらいなら公害を防止した方がいいということで公害対策が前進し、はっきりと汚染者負担の原則が確立するという制度でした。これには財界は1987年800億円の負担をしていましたが、彼らはこれを限度であると考えていたようでした。10年近く財界からの圧力がありませんでしたが、亜硫酸ガスの問題が解決した以上この制度はいらんではないかということで専門家のあいだで対立があったにもかかわらず、一方的にNO<sub>2</sub>の影響はSO<sub>x</sub>に比べれば明確でないということにし、1988年2月をもってそれ以降の新規患者は認めないということで打ち切っていました。

こういうふうにして、伝統的な公害の問題はかたずいていないにもかかわらず、これをもう終わったと、新しい問題だけを考えればいいんだと

いう風潮があるわけです。私はこれは非常に危険であると思っております。そこでこのレジュメにありますように、私は環境問題の捉え方として、被害というものをピラミッド状で考えなければいけないんじゃないかと提案したいわけです。私はこれを水俣病を研究していて考えついたのですが、水俣病は決してその企業の過失だけから起こったのではなくて、もっと本質的にはチッソという会社が水俣市を完全に自分の城下町にしてしまい、そこでの資源を独占したことによって起こった。水俣の最もいい都市計画の区域の中の35%、しかも海岸べりの一番いい土地を占有する。水俣川の取水権を全部取ってしまう。だから水俣市の水道は結局チッソから分けてもらわなければならない、新しい企業はチッソから水をもらえない限りは立地できないような形で資源独占をする。あるいは財政的にも、作った公営住宅はほとんど自分のところの社宅にしてしまう。港をつくればこれを占有港にしてしまう。そういう形で社会資本の独占をしてしまうわけです。

あるいは意識の上でもチッソあっての水俣だという言葉があるのですが、本当は水俣あってのチッソだったのですけど、チッソがなければ水俣というものが存在しないという形で市民の自治意識というものを全く破壊してしまいます。チッソに文句を言うのは命懸けのことになるわけです。これは冗談ではなく、私は1960年代、水俣の裁判が起きるという時に調査に行ったら本当に驚いたんですが、その時提訴の話を出しますともう大変なことになるわけですね。チッソを訴えるなんて許されないという雰囲気があるわけです。ですから1973年の判決直前の水俣でのNHK世論調査がありますが、そこでの市民意識の調査を見ますと、市民は被害者が勝つことに対して極めて厳しい意識を持っていたのです。チッソをつぶしてしまうんじゃないかとか、あるいはチッソのこれまでの地域に対する恩情や利益を忘れてしまっているとか、全体に非常に冷たい空気でした。裁判の結果チッソが弾劾されることについて否定的な、チッソの肩を持って被害者の肩を持つ意見は本当に少なかったのです。私はあの世論調査を見た時に、

チッソが犯した犯罪とも言うべき水俣病の問題は、実はチッソがもたらした地域社会破壊の頂点に出ている問題で、もっと基底のところにはチッソとともに発展する水俣以外の地域の選択を許さなくしてしまった、そういう独裁的・反民主主義的な地域支配というものの構造があって、この構造から抜け出さないかぎり水俣は救われず、チッソとともに滅ぶと思ったんですが、そういう企業城下町の構図の頂点に水俣病の問題は出ていると思うのです。

そうした状況の中では、ある意味ではどういう災害が起こってもそれを抑止する力というものはいずれも生まれてこない。企業の側は途中で分かっても対策を取らない。ご承知のように水俣病というのは1930年代にドイツのアセトアルデハイドを使った労働者間の労働災害として水銀中毒は出ているわけですし、裁判でもこの文献が出されたのですが、当然分かっていた災害であるにもかかわらず、同じ製造工程を使って環境災害を引き起こしたわけです。そういう体質、つまり分かっている安全の対策をしない、途中で被害が出てもそのアセトアルデハイド製造工程が時代おくれになるまで水銀を出し続けるという企業の体質には、実はその基底に、水俣市を徹底的にその資源も社会資本も市民も支配してしまうという環境破壊があった、その一番上のところで水俣病の深刻な被害が起こったと考えるべきだと思うのです。そういう意味で、その資源の一体性を持った地域社会が、じわじわと特定の利益のために、あるいは特定の政治目的のために破壊され始めてきたならば、これはいずれは公害が起こると考えなければいけないわけで、そこから私は公害問題とアメニティーの問題とは、確かに独自の性格があるけれども、これらを環境庁のよう切り離してはならないのであって、このレジメのようにピラミッドの全体像として、連続して捉えなければいけないと思っています。

もうひとつ、最近、地球環境汚染の問題が大変重要な課題になってまいりました。これは科学としては、温暖化の問題は半世紀前から、フロンガスの問題も非常に早くから分かっていたのです

が、環境政策の課題としては極めて新しい問題だと言えます。どう新しいかと言いますと、これまでの環境政策は一国環境政策だったと思うんですね。ある国の環境政策をどうするのかということ、それぞれの国が環境基準を持ち、独自の環境政策をとることによって環境の改善をしていたわけがあります。今起こっていることはそういうことを各国がやってもダメなわけです。今問題になっているCO<sub>2</sub>の問題でも、国内だけを見れば必ずしも緊急課題ではないのですけれども、しかしこれがその温室効果をもって地球の気温を上げると、先日の先進国間の政府間気候パネルの中間答申によれば、このままだと来世紀末までに摂氏が3℃上がり、それによって海面が65cmから最大1m上がるとされています。これは非常に重大なことでして、生態系にとっては決定的な影響を及ぼす、あるいは気候にとってもっと深刻な影響を持つことは明らかだと思います。この何度上がるか何センチ上がるかは人によって意見が違いますが、そうした人類にとっての決定的な環境変化の発生が確実になってきました。これは今までの一国環境政策の枠組みを越えるのでして、これらを国際間で協定ができるのかどうかという、人類に今までなかったことをつきつけているわけですね。しかもそれは基本的にエネルギー問題と関係しているから、経済の発展と成長をどうするのか、貧しい国にとってみれば致命的なことを要求される可能性があるわけですから、はたしてそうしたことが国際的に可能なのかどうかは未知の領域、あるいは未経験の領域に我々は入り始めたと言えると思います。そこに、この課題の重要性があります。

ところが困ったことに、日本の場合この問題が提起されますと、足元の、これまでの国内の環境問題はどこかへ置いておいて、地球環境問題ということだけに環境政策の重点を置いてしまう傾向があるということなのです。これも去年までの『環境白書』に明瞭に表れていたわけですし、私は、これは今起こっている伝統的公害である大気汚染をどうするか、水俣病の患者の救済をどうするかということ、あるいはハイテクの公害、リ

ゾート基地の公害をどうするかという国内問題から目をそらして、例えば海面が1m上がるんだとかいう、そういうことへ焦点をそらせていくという問題があるのではないかということに非常に恐れているのです。だから私たちは足元の地球環境を見ようではないか、足元の公害問題と地球環境の汚染問題は連続して考えなければいけないし、その政策も一国の政策を越える国際的協定やそれらに基づく国内政策を連続し結合して捉えなければ間違いだということを手紙してきたのです。

幸い今年度の『環境白書』はすこし論調が変わってまいりまして、足もとから考えられています。多少は世論が反映したんだなと思っているのですが、しかし白書の論調が変わったからと言って現実が変わっているのではなかったのですね。例えば、いま公害問題で最大の焦点は、水俣病の問題で国が責任をとるかどうかという問題です。五つの裁判所は全部和解勧告を出して、国と熊本県と被害者が同じテーブルについて問題を解決せよという判断を下しました。その理由は、もう提訴してからでも1000人以上の患者が死んでいるのですね。30年以上前に起こった事件ですから患者はどんどん年を取っているのですして、早くしないともう判決を見ない前に死んでしまう。それではお互いに100%論証するまで裁判で争っているのは救済が不可能になり、提訴した意味がなくなるではないかということで、裁判所は異例の勧告を出し、和解のテーブルにつくようにと言っているのですが、国はそのテーブルにつかないわけですね。来年のブラジル会議に水俣の患者が行って、水俣病の問題はまだ解決されていませんと言ったら、多分日本にとってこれほど国際的な恥辱はないんじゃないかと思えますね。そういう大事件であるにもかかわらず今5000の人が放置されているのですから、その意味でこの問題を片づけない限り、『白書』の論調が変わったからといって環境庁が変わったとは言えないわけですね。

先日ベニスでウォーターフロントの会議がありまして、私は総会の議長とそれから日本のウォーターフロント開発の報告をしたのですが、その最後の総会で日本は袋叩きにあいました。日本の

ウォーターフロント開発は、埋立地内の開発は昔にくらべ、悪いものではありません。かつてはコンビナートばかり作ってひどいことをしたのですが、今は神戸のポートアイランドや大阪の南港の開発を見ても一応総合的に都市を作ろうとしている点では決して他の国と違うことをしているわけではないのです。ところが猛烈な批判が来しました。その理由は、これだけ地球環境の保全が問題になっている時に、何故かくも大きな埋め立てを日本は続けるのかという批判でした。日本の場合も他の国と同じように、臨海部にたくさんの遊休地を持っています。兵庫県だけでも500㎡以上の遊休地が現在1100haあるのです。それだけ遊休地がありながら、なぜ新しく六甲山を削って、それで大事な海を埋め立てなければならないのか。大阪においても同様です。この大阪湾を5km先の海まで埋め立てて人工島を作るとのことだが、これはおかしくないのか？—ということでした。

その総会で、ベンダーというカリフォルニアのパークレー校の教授が、非常にうまい例え話を使って述べていたのですが、今のウォーターフロント開発には二とおりある。ひとつは「エスキモー犬型開発」だと言うのですね。ウォーターフロントは柔らかな環境でちょうど氷原のようなものである。ウォーターフロントの開発というのは、ちょうどエスキモー犬が氷山の上を荷物を引っぱっていくような形で、相互に共存させたいろんな種類の犬が共同しながら荷物を運ぶような形で開発をすべきだと。昔から環境のことを分かっているエスキモー人はそうするけれども、外人が現れて、もっと荷物が引けるだろうと考えてエスキモー犬をとき放し、大きな象を連れてきて荷物を引かせると、大きな荷物は引けるかもしれないけれども、たちまちその巨象は氷原を踏み破って海の中へ埋没してしまふ。今、先進工業国がやっているウォーターフロントの開発は、ほとんどが金融センターを作るとか、新しい情報センターやテレポートを作るとか、高層のビルディングを作る、そして営業空間で海岸を占拠してしまっているけれども、こういう巨象型の開発はたして環境にとってよいものかどうか。象型の開

発をやって環境という柔らかい条件を踏み破ることにならないか。これからやはりもう少しエスキモー犬型の開発を考えた方がいいのではないかと、彼は言ったのです。

実際多くの先進工業国の開発は巨象型の開発で、特に日本が一番はなはだしいのです。東京の副都心計画とか、大阪の臨空タウンの計画などは、あの地域に一種の「香港」を作るようなものですね。高いビルが並んでいて最大に効率のよい営業空間を作ろうとするものですから、そこには住民のコミュニティをつくるという意味というものは働いてないわけです。今、私たちがウォーターフロントの開発をどうすべきかと言うと、ウォーターコミュニティを作らなければと考えているわけです。さきほどの「エスキモー犬型」もそういうことなのですが、つまり住民が海と共存できる、都市が海と共存できる空間・コミュニティを作るのが、ウォーターフロントの新しい開発の理念だと思うのです。ところが日本ではウォーターフロントと言えば、いま言いましたように営業空間を作り、場合によっては大阪の北港のようにゴルフ場を作るといったようなものになっているわけです。どこに住民や都市が海と共存するという哲学があるのかというのが大きな問題点であります。

あるいは象徴的なのは石垣島の白保の問題です。ここにおいで沼田先生はずいぶん努力して、一時ストップに追い込んでいます。この白保地区は世界でも珍しい青サンゴがあり、沖縄で破壊されつつあるサンゴ礁の中であれほど美しい群落が残っているところはもうないのです。それを埋め立てるということをしておいて、それで地球環境保全などと言うのは誠におこがましいわけですし、その意味で私は足元の国内の環境、池子の森などもそうですね、そういう足元の環境の保全をまず最優先するという理念が確立して、それと地球環境保全とが一体化しないと、今日の環境問題は解けないのではないかと。またちょうど公害問題とアメニティーの問題を切り離すのと同じように、これらを切り離すと、今日の環境問題について非常に大きな間違いをしでかすのではない

かと思っております。

ところで、私も高等学校の「政治経済」あるいは「現代社会」の教科書を編集して書いたのですが、どちらかと言えば今まで教科書も公害問題が中心で、こういう新しい環境問題の要素や地球環境問題の叙述が不十分だったことは事実だと思います。書くときには全部の教科書を読みましたが、四大公害裁判が中心でそれ以上を書いている教科書は少なく、しかも書いているものも公害とアメニティーを連続して書いていないのですね。そういう意味で学校の公害教育の場において、環境問題の見方というものについての十分な論議と認識が求められているのではないかと考えています。

環境問題が経済学において位置づけられるようになりましたのは、最近のことではなく、遡れば17世紀の経済学のPettyやGrauntにあります。それがひとつの大きな経済的循環を規定するものと考えられるようになってきたのは、ごく最近のことだろうと思います。経済学として公害問題をどう捉えるかということは、まだまだこれからの課題だと思っています。なぜ私が経済学者として環境問題に興味を持つようになったかと言いますと、環境問題は従来の経済学から言えば理論の外側に置かれた問題だったからです。私は1961年に四日市で初めて公害問題にぶつかり、それがきっかけでこの問題を取り上げるようになったのです。四日市のコンビナートが操業を始めた1960年には、すぐに周辺で1000人近い喘息患者が発生するのです。ところがその人達の大部分は老人か子どもなのです。これは当たり前で、環境汚染は生物学的弱者から被害を与えていきます。私は環境汚染には「死の序列」があると言っているのですが、みんながいっぺんにやられるわけではありません。最初にやられるのは15才以下の子どもと65才以上の老人なのですね。この人達の生活は地域社会に密着しているということもありますが、第一には生物学的弱者だからです。これは他の生物でも同様でして、生物の種でも同じように弱者からやられていきます。そうすると困ったことにこの人達は生産過程に従事していないわけです。そうするとどれだけ患者が苦しんでいても、働い

ていないわけですから経済的にはマイナスにならないわけです。企業に雇われていないわけだから企業にとっても会計上何のマイナスにもならないわけです。

それどころか、1000人が病気になって病院へ通い薬を飲むと医療産業の所得が上がります。マイナスのものがプラスになって現れてくるのです。また、あの地域は白松青砂の砂浜があったところで、それを埋め立ててコンビナートにしたのです。私の同業者で尊敬する都留先生などは、中学生のときに名古屋の海岸から四日市に向かって泳いだそうでした、夕方に四日市の海岸に臨んだとき何とも言いようのない感動を覚えたと言われておりましたが、そういう美しい白砂青松の海岸がなくなったのです。ところが、これがなくなったということは経済的にどこにもマイナスとして表わされてこないわけですね。コンビナートができたということの経済的なプラスは表れてきますが、白砂青松の砂浜がなくなって自然が消えたというマイナスはどこにも表れてこないのです。それどころか、そこで今まで泳いでいた市民が泳げなくなって、遠く伊勢より南方の海岸、場合によっては日本海まで泳ぎにいかなければならない。そうすると今度は鉄道や自動車の交通産業、あるいは泊まればホテル、レストランといったところが、海水浴場客が遠くへ出かけるために使うお金で儲かって、サービス業・交通業の所得は上がってくるのです。

このような矛盾をみて私は経済学者としてどうしても取り組もうと思った動機であります。経済学はどこかおかしいところがあるのではないかと、経済学というのは本来プラスのものを経済的にプラスに評価できなければおかしいのですが、経済的にマイナスであるはずのものがプラスになったり、マイナスであるはずのものが全然表れてこない。そうすると公害や自然破壊が行われれば行われるほど経済は成長するという結論になっていくわけですね。これはどう考えても欠陥経済学だと言わざるを得ない。経済学が今まで市場制度の外側に置いていたものをどのようにして経済学の中に組み込むのかというのが私のライフワークなの

ですが、多くの経済学者が私同様にやはり環境問題を入れざるをえないと考え出したのはそういう問題からだと思うのです。ある意味で言うところしたことは正義に反する、公平に反することでして、公平や正義というのは経済学にとって最も重大な哲学なのですが、そういうものに反しているのが環境問題なのです。

環境問題は生物学的弱者から始まるのですが、この場合に困ることは、これらが人道問題として扱われるかもしれないが、経済問題としては切り捨てられてしまうということです。だから経済政策上無視されたのは当然でして、それがまた社会的弱者に集中して表れるわけです。環境問題の被害は社会的弱者から表れる。だからこれはどうしても社会的救済をしなければならないのです。自力救済にまかせられないのです。地球環境破壊の問題でも、おそらく先進工業国ではなくてアフリカやアジアなどの貧しい国に深刻な影響が現に表れていると思います。それを放っておいて南の人達に自分たちの手でやりなさいと言うわけにはいきません。これは不可能なことを要求することでして、そういう意味でも環境問題には社会的な救済がどうしても必要なのであります。

もうひとつ、経済学者が環境問題を考えるときに重要なことは、これが絶対的な損失を伴うということです。後でお金で取り返しがつかないということですね。多くの社会現象は後でお金で取り返しがつく問題です。経済学では「補償の原理」というのがあります。簡単に言えばAという人間が利益を上げるためにBという人間の既得権益を犯した場合、AがBに補償しなければならない。それで正義が保たれると言う理論なのですが、環境問題ではこの原理が働かないのです。補償しても元へ戻らない。もちろん元へ戻る自然もありますが、大規模な自然破壊、例えば埋め立てるなどというのは元の海へ戻すのは非常に難しいわけです。この絶対的な損失がありますので、環境問題というのは予測が重要になってくるのです。つまり、やってから「しまった！」と言って、後からいかにお金をかけてもどうしようもないのですから、必ずきちっとしたアセスメントと予防が必要

ということになるのだと思います。

このように環境問題が足元から地球全体まで重大な問題になってきますと、今まで述べた経済の成長のあり方、この環境が保全されるように新しい成長とか発展というものを考えなければならない時期に来たと思っています。「持続する発展」というのはそこから生まれた概念だと言えます。これは非常にかっこうのいい概念ですが、実際にそれができるのかについてはまだ誰も確証を持っているわけではありません。また誰かが急に哲学を作ればできるというのではなくて、細かいいろいろな経験が積み重なって成功や不成功を重ねる実践の中から、おそらくその原理が生まれてくると思うのです。

これは哲学的には非常に革命的なことを言っています。今までは経済が成長する枠組みの中で環境の保全を考える、いわゆる「調和論」であったのですが、「持続する発展」はそうではなくて、環境を保全するという大きな枠組みの中で経済の成長・発展を考えようというのですから、これは180度の転換と言っていていいと思います。「なんだ、当たり前のことだ」と思われるかもしれませんが、確かに当たり前のことなのですね。人間というのはひとつの環境の中で生きていますから、環境を越えてまで経済を成長させたり発展させたりするのはおかしいというのは当たり前のことなのですが、しかしこういうものが認識されていないわけです。それを180度転換させようとするためには、政治・経済的な枠組み・システムを根本的に変えていかなくてはならないという問題ができてきているわけです。

これをどうするのかは大変難しい問題ですが、日本でも環境保全の枠組みで経済発展をしようという試みがされ始めたり、今までのように人口や所得、工場や事業所がとにかく増えればよいというのではなくて、もっと長期間に見て経済が環境を破壊しないで成長しているような地域の評価をしようということが言われるようになって来ます。それを報告要旨では「内発的発展」として紹介しています。ようやく最近ではこうした試みをしようという傾向が出てきたことは喜ばしいの

ですが、まだまだこの「内発的発展」の成功例や実験例は限られています。しかし私は、限られていてもそれを高く評価し、できるだけ大事にしてひとつのモデルにしなが、各地の開発が今までとは違う方式を取っていくようにする必要があります。将来的にか革命でもやればいいではないかとか、なにか恐ろしい自然的恐怖が起こってどうしようもない時期になってから成長のあり方が変えられるんだとかいうのは幻想でして、そんなに簡単に変えられるものではありません。やはりいくつかの地域における「内発的発展」をどのように持続させていきながら、みんながそのモデルを押し広げていくかということが大切ではないかと思っています。

当面するリゾート開発についても、その点で二つの方向が今はっきりと対立しつつあると思います。ひとつは伝統的な「外来型開発」でして、西武とか東急とか、最近では製造業の資本までリゾート開発に出ているのですが、そういう資本の大規模な開発にその地域の運命を全部預けましようという形の開発です。もちろんリゾートですから、環境が悪いとリゾートになりませんので、今まで以上に環境に考慮しているように見えますのですが、しかし本質はリゾート産業の利潤追求にありますので、どうしても画一的な大都市型の施設を自然の中に持ち込むというのが大部分です。ゴルフ場を作り、マリーナを作り、あるいはレジャーセンターを作り、スキー場を作り、そしてリゾートマンションやリゾートホテルを建てるという方式。これらはどこでも同じような形になっています。これに対して全く別な考えも行われておりまして、例えば「内発的発展」で有名な湯布院などは、条例を作って景観を保全しようということで、この「外来型開発」の規制をしています。

このことで私是非常におもしろい話を聞きました。去年、広島で国際的なウォーターフロントに関するシンポジウムがありまして、その時にマサチューセッツ工科大学(MIT)の世界的な建築家で神田駿(かんだ・すすむ)さんという方が報告者として来られていました。この方がMITの学生

を中心に日本に卒業調査として姫路へ来まして、姫路市から頼まれたリゾート開発について調査したのだそうです。姫路市の東部の大塩地区には塩田跡がありまして、ここをリゾート開発したいというのが姫路市の要望で、すでにゴルフ場がひとつできているのです。そこをそのMITの学生と、あとごく少数の東大・早稲田・筑波・東京工大の学生が加わって現地調査をしたそうです。現地に滞在して市民とも十分に話し合いをし、そしてそこをどのようにリゾート開発するのか、最後に結論が出ました。その結論として彼らが描いた図を神田さんが持ってきまして我々に見せてくれたのですが、塩田跡をきれいな野鳥の楽園にしてしまう図が描いてあるのですね。もちろんリゾート開発ですから木々のあいだに宿泊の施設、それも平屋のものがちょぼんちょぼんと描いてあるのですが、しかし全体はバードサンクチャリーになっているのです。そして塩田であったということで昔の製塩の作業が分かる塩田博物館を作ろうという構想が入っている。それだけのものですね。姫路市は驚いてしまって、市の人達はおそらく外国の人が来てくれるから、かっこよくディズニーランドみたいなものを作って、華々しくリゾート開発の図を期待していたと思うのですが、ほとんど全部を野鳥の楽園にするというので、門外不出になりまして、この絵は姫路市民には誰にも見せていないのですね。先日姫路市に行った時、その姫路市の東部の市民が「あの時来た人達はどうしたんだらう」と言うから、「結論はちゃんと出てるんだ。あなたのところの塩田は野鳥の楽園にすることになってるんだ」と言うと、地元の人「おもしろい話だ」と非常に喜んでいました。

でも神田さんが非常に衝撃を受けていたのは、これは日本人がこういうことを考えるだろうと思っていたのが、そうではなかったことです。もともと日本人には「風水の哲学」があって、つまり自然と共存していくというのが東洋人に哲学だったので、日本人ならばあの塩田跡地に野鳥の楽園を再生させようと思っただらうと思っていたら、東大や早稲田大や筑波大や東京工大の学生たちが描いてきたのはありきたりのゴルフ場があり

大きなビルディングが建っているリゾート基地で、MITの学生が野鳥の楽園を描いてきたということです。日本人の学生はどこかがゆがんでしまったんじゃないかというのが神田さんの非常に心配されたところで、いったい日本の大学ではどんな教育をしているのですかと言われてしまったのです。今の大学生ですと、さあリゾート基地を設計しなさいと言われると、ぱっと出てくるのはやはりマリーナ基地やゴルフ場を作り、素敵なリゾートマンションを建てる、そういうことではないかと思うのですね。どうしてこうなってしまったのかということが、いま大学の教師にも問われているところだと思って、その時につくづく反省させられました。

しかし日本の中でも、こういうことは全く分かっていないというわけではないと私は思います。例えば広島市の隣に大野町というところがありますが、この町の山手に池がありまして、そこにリゾート開発をするという計画があったのを止めて、バードサンクチャリーにしました。自然の観察をする地域として環境庁から補助金を受けてそうしたわけでした。この間景観保存のシンポジウムを開いたほどでした。なかなかよく新しい環境問題が分かっているところだと私は非常に感心をしているのですが、そういう意味で、やっと「持続する発展」の考えが以前の考えを打ち破り始めて、自治体の中にもMITの学生と同じように、リゾートと言えばバードサンクチャリーを作った方がいいという考えを持ち始めてるように思います。

最後に環境教育についてお話しさせていただいて終わりたいと思います。環境教育は学校教育だけでできるものではありません。しかし学校教育が重要なことは言うまでもないと思います。世論の影響で教科書の中に環境問題が入るようになっていきますし、教育の現場で環境を教えることが可能になったことは、かつて公害の問題などなかなか取り上げにくかった時期から言えば大変素敵なことだと思います。しかし私は、この学校教育と社会教育というものは不可分のものでないかと思えますね。ご承知のように、公害教育というものを

一番最初に社会教育として行い、そしてそれを公害反対の世論や運動を盛り上げる武器としたのは、1963年の三島・沼津のコンビナート誘致反対運動でありました。これは画期的な運動でした。あの地域にあった国立遺伝研究所と沼津工業高校の先生がたが共同して日本で初めての住民による自主的な環境アセスメントをやり、そしてそれを毎日地域で約300回の学習会を行うことによって公害反対の世論を固め、ついに予定していたコンビナートの進出を止めてしまったのです。これは、市民の理論が企業の理論を打ち負かした日本で最初の事件であったと思います。この時、気流を調べるために、通産省の方は最初のアセスメントで2000万円使って自衛隊機を飛ばして調べたのですが、住民の側は5万円しかなかったので、工業高校の生徒たちに公害学習をさせて、5月の鯉のぼりを市内に一斉に立てさせ、その鯉がどちらを向いているかを地図に記入することによって微気象の状態を調べさせるという独創的なことをやりました。これは日本のカープフェスティバルをやって気流を調べたということで国際的にも有名になりましたが、大変な知恵だと思えます。あるいは寒暖計を付けた自動車をも山の頂上まで何度も往復させてその逆転層の位置を調べるというような、つまり住民が自分の手で気流とはどうなのか、逆転層とはどうなのかを体験しながら、住民が協力して調査し科学的なアセスメントをやるという、以後における公害反対運動の模範になった公害学習だったと思います。これは本当に誇るに足るものでした。日本の学校の教師はいかに優秀で、また地域に奉仕する基本的姿勢を持っていたかを象徴するできごとだったと思っています。それがその後「公害と教育」という形で教師の自主的な勉強会につながっていったのです。そうしたものと学校の学習はできるだけ一体化すべきだと思います。

70年代にはそうした試みがありました。例えば東京都は柳町の自動車公害問題が起こったときに、その後をどうするかということでもめていまして、それで光化学スモッグが起こる。光化学スモッグの対策はすぐにはできない。どうしたらいい

いのだろうということで、教育委員会は知恵を出して、これはまず教育からということで東京都で体系的に副読本を作って公害の教育が始まったのです。こんごそういう公害学習・公害教育というものの経験をふまえて、環境教育をどうしていくのかという課題にきていると思います。

当時よりも非常に難しくなっているのは、まず学校教育について言いますと、子どもたちが美しい自然環境に日常接することができなくなっているという点です。私どもの世代では自然に対してまず恐怖心がありました。自然というものはものすごいエネルギーがあって、雷でも風でも大変恐ろしいもので、どういうふうにしてこれとつきあうのかということは子ども心にもずいぶん考えさせられました。同時に自然の美しさにも日常的に触れる、あるいは遊びの道具になるというものだったのですが、コンクリートジャングルの中で育ってしまった子どもたちにはそういうことがなくなっていました。ある所で聞いた話なのですが、子ども二人が山の親戚に遊びにいきまして、その農家の人が今から畑仕事に行くので、そこにカキの実がなっているからそれをもいで食べなさいと言っておいたそうです。それでその農民が仕事を終えて帰って見たら、カキの木が伐り倒されていたのです。木に登ったことがないから、どうやってカキの実をもいだらいいかということが分からなかったのです。それで二人で一生懸命あちこちを探してみつけた鋸でゴシゴシ日かかって伐り倒し、カキの実を食べたというのです。その話を聞いたときに慄然としたのですが、カキの実を食べるために木を伐ってもいいになってしまうのです。そのものすごい飛躍、それはおかしいと言えばおかしいのですが、しかし子どもの体験からしてみれば木に登ることがないし、登るとおこられるとかいろいろあって、どうしたら安全に食べられるかという発想の結果ですね。私はこれを自然というものの中で遊んだことのない子どもがもっている非常に大きな欠点だと思ったのです。

私の友人で、最近リゾート基地とゴルフ場を最初に止めて有名になった高橋治という作家が僻村

学校というのを白峰村(石川県)でやっていますが、毎年親子で来てもらって自然との体験をしてもらっているのですけれども、ここでは今の話と逆のことをやらしているのですね。ご承知のように日本では木の手入れがすごく悪くなってきて、間伐をしなければならない状況なので、木を伐らせるんだそうです。子どもに一本この木を伐ってみろと言って、勿論一日がかりの大作業になるわけですね。でもその体験は実にいい体験だそうにして、この植物の持っている生命、そしてそれに挑戦して伐り倒すことの難しさ、一人でその木を倒さなければならないという時に、自然に対する恐怖心や自然の偉大さというものを汗水かきながら始めて考えるということなのですね。

そういう自然体験をどうさせるのか、これはもういかに教科書を整備して、教材をたくさん作って机の前でやってもダメということなのですね。私は、本当に子どもの持っている自然観を変えさせる何らかの体験や労働が現実にあって、はじめて机上における教育は生きてくると思います。今は本当に受験戦争になっています。学生は四日市裁判は1972年に判決が下りて、補償金9700万円被告8人ということは知っていますが、では四日市はどこにあって、市民がどのような状況であつたかというようなことは全然もうどうでもいいのでして、受験に勝てばいいという知識として環境教育が行われるとすればこれほど不幸なことはないと思うのです。

これは大人の場合も同様でして、先日沼田先生に来ていただいて、うちの大学で「都市と緑」というシンポジウムをやりました。高橋理喜男先生とか何人かの立派な先生方にお話ししていただいたので、みんないかに都市の中に緑が必要かということは良く分かったのです。ところが大阪市の市営住宅を管理している職員が質問しまして、自分は住宅を作るときには緑が必要だと思って一生懸命市営住宅の周りに林を作ってきた。そうしたらその住民から、あなたがあんなことをするから夏になるとセミがたくさん来てうるさくてかわないから林を伐れと言われたと言うのですね。どうしたらいいのでしょうかという質問があつてこ

れにはみんな困りました。私はセミが鳴かない夏が来たら何かおこるのではないかと気持ちが悪くなるのですが、そうではなくてセミが来てうるさいという市民が多くなってきているという現実を土台にして、社会教育というものをかんがえなくてはいけないのですね。

いずれにしても、自然というものと我々が日常生活の中でどう共存するかについて、知識ではなくて体験をどうやってさせていくか、それからまた単に緑がなくなることに対して反対するだけでなく、どう緑を作っていくかという、反対から創造ということについての努力が、これからの環境教育の中で求められていくのではないかと思います。私も近くにあった緑が破壊されるというので、3年間がんばりましてマンションの建設を止めていたのですが、最終的には止めている私たちが不当だというわけで建設会社に訴えられまして、裁判の被告側になりいろいろすったもんだしたあげく結局緑は全部は残りませんでした、半分残すという約束でマンションは建ってしまいました。半分残ってもマンションが建つともう緑環境でなくなった経験があります。その時も感じたのですが、住民が住宅か緑かを選択する時に、緑を選ぶと言ってくれ、とりわけ持続的にそれを続けようとする人びとはそうたくさんではないというのが現実だろうと思います。

しかし今、他の国では、例えばレジューメに書きましたイタリアのノストラなど自然保護団体は自分たちの手で緑を作っているわけです。ミラノの郊外に55haの土地を借りてそこにすばらしい森林を毎週末労働奉仕して作っています。あるいはラベンナというところへ行きますと、日本とは反対に干拓地を海に戻しています。それを農民と共同しながらおこなっています。私はそれがこれからの地球を保全していく足元の営みだろうと思っていて、ぜひ環境教育は机上の教育だけでなく、子どもや市民が緑を創造し、海を再生させる努力を、一体となって進められるようなものであることを期待致しまして、今日のお話を終わらせていただきたいと思います。